

クビアカツヤカミキリの被害から サクラ・モモ・ウメを守るために



この虫を知っていますか？
見つけたら駆除してください！！

このリーフレットは、サクラ・モモ・ウメ等のバラ科の樹木に被害を及ぼす特定外来生物^(※)「クビアカツヤカミキリ」についての生態や特徴、この虫を見つけた時の対応等に関する情報を記載しています。

※「特定外来生物」とは、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって指定された動物や植物などの外来生物です。特定外来生物は、外来生物法において、飼養（飼育）・保管、運搬、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。

クビアカツヤカミキリとは

【クビアカツヤカミキリ】

分類：コウチュウ目・カミキリムシ科
体長：2～4cm（成虫）
分布：中国、朝鮮半島、ベトナムなど
被害樹種：サクラ、モモ、ウメなどのバラ科樹木



オス（触角が長い）



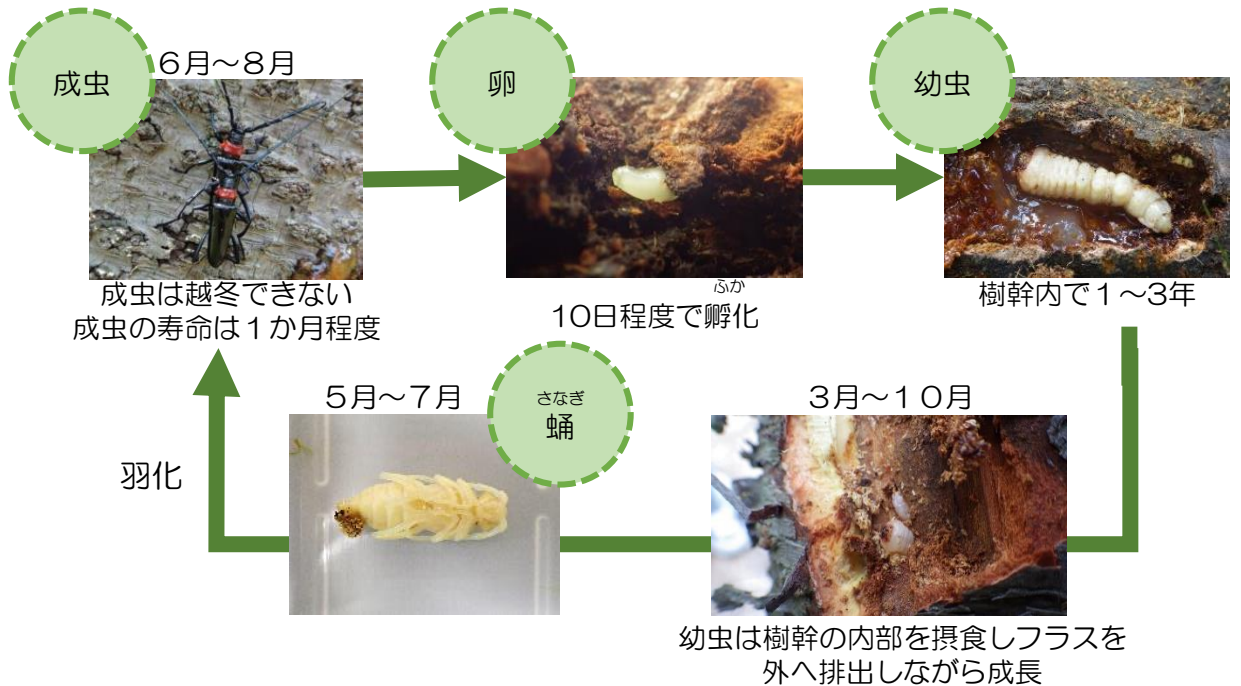
メス（触角が短い）

☆クビアカツヤカミキリの特徴

- ・からだ全体が黒く光沢がある
- ・頭部の下（前胸の一部）が赤く、突起がある
- ・成虫はジャコウのような匂いを放つ

【クビアカツヤカミキリの生活環】

- ・成虫は、6月～8月に野外で確認でき、越冬はできない。
- ・メスの成虫は交尾後、幹や枝の樹皮の割れ目などに産卵する。1個体あたり約300個産卵する。
- ・幼虫は、樹幹に食入し、樹幹内で1～3年かけて成長し、蛹（さなぎ）になる。
- ・幼虫の活動期は3月～10月にかけてであり、この間に樹幹からうどん状のフラス（木くず・糞の混合物）が排出される。



幼虫が排出したフラスの特徴



大量のフラス



うどん状に固まる



樹幹の下部に多い

クビアカツヤカミキリの被害状況

府内では平成27年に大阪狭山市で初めて確認されて以降、南河内地域を中心に、11市町村で被害が確認されています。（令和2年2月現在）

生活環境被害

公園や街路などのサクラが加害されると景観が悪化したり、枯れた枝が落ちてケガをするおそれがあります。

農業被害

モモ、ウメなどのバラ科の果樹を加害し農業被害をもたらします。

生態系被害

ヤマザクラ等の野生のサクラ類への被害や、在来カミキリムシとの生息地の競合など、生態系への影響も懸念されています。

被害が確認された市町村

大阪市、堺市
富田林市、河内長野市
柏原市、羽曳野市
藤井寺市、大阪狭山市
太子町、河南町
千早赤阪村



被害防除対策（留意点）

《予防》

◎早期発見の観点から、定期的に巡視を行い、樹幹から排出されるフラスの有無を確認してください。

《防除》

農薬を使用しない防除

◎他の樹木への移動を防ぐために、防風ネットを食入孔（フラスの発生した孔）のある樹幹に巻き付け、樹幹から出てきた成虫を駆除します。
ただし、樹木とネットを密着させると食いやぶるおそれがあるため、余裕をもたせて巻き付けます。

農薬を使用する防除

◎幼虫の防除

食入孔またはドリル等により開けた穴から、樹幹に農薬を注入します。

◎成虫の防除

農薬を、樹木に散布します。

※農薬を使用する際は必ずラベルの記載内容を確認し、使用基準等を遵守してください。

《伐採》

◎加害により枯死した樹木は、倒木するおそれがあるため、伐採やバラ科以外の樹種への植替えも検討してください。

なお、伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、伐採した木は放置せず、速やかに焼却又は粉碎する必要があります。

※伐採木の運搬や保管は、外来生物法に基づいた適切な処理をする必要があるので、ご注意ください。

＜参考＞ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用 (<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/law.html>)

【防除対策には次の手引書も参考にしてください】

「クビアカツヤカミキリ被害対策の手引書」（大阪府立環境農林水産総合研究所作成）

（大阪府HPにも掲載しています⇒<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/seibututayousei/kubiaka.html>）



防風ネット設置



食入孔に農薬を注入



樹幹に農薬を注入



農薬散布



クビアカツヤカミキリを見つけたらその場で駆除！

◆成虫を発見した場合は、その場で駆除（踏みつぶすなど）してください。

（生きたまま持ち運ぶことは外来生物法違反となります。）

◆被害地域や状況を把握するため、成虫を発見した場合には、施設の管理者、または下記までご連絡ください。その際に発見日時、場所、発見時の状況をお知らせください。

◆大阪府では「大阪府クビアカツヤカミキリ防除推進計画（令和2年2月策定）」に基づき、効果的な防除を進めます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

《連絡先》

機関名	担当課名	連絡先
大阪市	環境局環境施策部環境施策課	06-6630-3467
堺市	環境局環境保全部環境共生課	072-228-7440
池田市	環境部環境政策課	072-754-6647
岸和田市	市民環境部環境課	072-423-2121 (内線2503)
豊中市	環境部公園みどり推進課	06-6843-4141
吹田市	環境部地域環境課	06-6384-1361
泉大津市	都市政策部都市づくり政策課 都市政策部環境課	0725-33-1131
高槻市	街にぎわい部農林緑政課	072-674-7402
貝塚市	総務市民部廃棄物対策課	072-423-2151
守口市	環境部環境政策課	06-6992-1221 (内線2334)
枚方市	環境部環境保全課	050-7102-6006 (夜間休日)072-841-1221
茨木市	産業環境部環境政策課	072-622-8121 (直通)072-620-1644)
八尾市	都市整備部みどり課	072-924-3869
泉佐野市	生活産業部環境衛生課	072-463-1212
富田林市	産業環境部みどり環境課	0721-25-1000 (内線432)
寝屋川市	健康部保健衛生課	072-824-1181
河内長野市	環境経済部環境政策課	0721-53-1111
松原市	市民生活部環境業務課	072-332-8483
大東市	市民生活部環境課	072-872-2181
和泉市	環境産業部環境保全課 環境産業部生活環境課	0725-41-1551
箕面市	みどりまちづくり部環境動物室	072-724-7039
柏原市	市民部環境対策課	072-972-1534
羽曳野市	土木部道路公園課みどり推進室	072-958-1111
門真市	市民生活部環境対策課	06-6902-7212

機関名	担当課名	連絡先
藤井寺市	市民生活部環境政策課	072-939-1111
高石市	総務部生活環境課	072-265-1001
摂津市	環境部環境政策課	06-6383-1111
東大阪市	建設局都市整備部みどり景観課	06-4309-3227
泉南市	市民生活環境部環境整備課	072-483-9871
四條畷市	市民生活部生活環境課	072-877-2121
交野市	環境部環境衛生課	072-892-0121
大阪狭山市	市民生活部生活環境グループ	072-366-0011
阪南市	事業部農林水産課	072-471-5678
豊能町	建設環境部環境課	072-736-1190
能勢町	環境創造部地域振興課	072-734-0001 (直通) 072-734-3171
島本町	都市創造部環境課	075-962-2863
忠岡町	産業まちづくり部産業振興課 住民部生活環境課	0725-22-1122
熊取町	住民部環境課環境グループ	072-452-6098
田尻町	住民部生活環境課	072-466-5005
岬町	都市整備部産業観光促進課 しあわせ創造部生活環境課	072-492-2749 072-492-2714
太子町	まちづくり推進部生活環境課	0721-98-5522
河南町	まち創造部環境・まちづくり推進課 住民部住民生活課	0721-93-2500
千早赤阪村	観光・産業振興課	0721-72-0081
大阪府	環境農林水産部みどり推進室 みどり企画課	06-6210-9557
大阪府	北部農と緑の総合事務所 みどり環境課	072-627-1121
大阪府	中部農と緑の総合事務所 みどり環境課	072-994-1515
大阪府	南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課	0721-25-1131
大阪府	泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課	072-439-3601
環境省	近畿地方環境事務所野生生物課	06-4792-0706

 大阪府 環境農林水産部みどり推進室みどり企画課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎22階
TEL:06-6210-9557、FAX:06-6210-9551
メールアドレス：midorikikaku@sbox.osaka.lg.jp



指導監修

(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所
大阪府立大学大学院生命環境科学研究所

写真提供

(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所



大阪府 クビアカツヤカミキリ



令和2年2月発行